

令和4年度第1回 新潟市子どもの権利推進委員会 会議概要

開催日時	令和4年7月28日（水）午後1時30分～3時30分
会 場	白山会館 2階 大平・明浄
出席委員	間委員、石井委員、市嶋委員、遠藤委員、太田委員、郷委員、佐々木委員、高橋委員、中島委員、原田委員、本田委員、南委員、吉川委員、 (出席13名、欠席1名)
事務局関係課出席者	こども未来部長、こども政策課長、こども家庭課長、児童相談所長、保育課長、学校支援課長、教育総務課長、総務部参事、広聴相談課長、福祉総務課長、障がい福祉課長、雇用・新潟暮らし推進課長 他 各課 担当者
傍聴者	4名（報道含む）
内 容	<p>【議事】</p> <p>(1) 委員の委嘱及び会長の選出について</p> <p>○委嘱状を交付し、各委員より一言挨拶をいただきました。</p> <p>○委員の互選により、会長に高橋委員、副会長に太田委員が就任しました。</p> <p>(2) 子どもの権利推進委員会の位置づけ及び進め方について</p> <p>資料1 子どもの権利推進委員会の位置づけ及び進め方について</p> <p>○事務局より、資料1に基づき説明を行いました。</p> <p>○委員からは、次の意見がありました。</p> <p>(高橋会長)</p> <p>ただいまの説明についてのご意見、ご質問ということですが、まず行政が行う審議会のしきたりみたいなところとして、この審議会で何を話し合うかというところが示されたと考えておりますが、一番重要なのは最後のところ</p> <p>です。</p> <p>形だけの検討会、部会をやっておしまいという話しではなくて、皆さんが今やられていること、今取り組んでいること、その中で感じられている困難な部分であるとか、難しいなと思っている部分などを含めて、共有しながらどうしたらいいのかということをもみんなで考えていくという機会にするという理解をしております。</p> <p>皆さんから今のご説明に関するご質問、ご意見をお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。この枠組みの部分については、これでよろしいという皆さんのご理解を得たと判断いたしまして、次に進めていきたいと思つて</p>

います。

(3) 子ども条例の周知・啓発状況等について

資料2-1 子ども条例の周知・啓発状況等について

資料2-2 子ども条例周知用パンフレット制作に係る子どもたちからの意見について

資料2-3 新潟市子ども条例パンフレット（小学生版）

資料2-4 新潟市子ども条例パンフレット（中高生版）

○事務局より、**資料2-1**～**2-4**に基づき説明を行いました。

○委員からは、次の意見・質問がありました。

(佐々木委員)

まずお聞きしたいのですが、段階的に広報をしていく必要があると思っています、いきなり全市民に浸透するかというと、なかなか難しいと思うのです。優先度が伝わりにくいとか、一番の優先度はどこに重きを置いているのかということと、広報のプラットフォームがほかの選択肢を考えなかったのかということです。例えば、ツイッターですとか、そういったプラットフォームを考えなかったのかということです。

あと、これを言っているのか分からないのですが、学校に依頼したわけですか。依頼のしかたとか、子どもたちに自主的にやらせているのか、お願いベースでやらせているのか。校長先生方はお願いベースでやらせているのか、それとも宿題や半強制的にやらせているのか、そこが分からないところです。そこをお聞きしたいと思います。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。まず、周知広報の優先度につきましては、今年度からスタートした条例でございますので、すべての方に知っていただくということは基本なのですが、まずは夏休み前に、子どもたちにこの条例があると、制定されたということを知っていただくという形で、急いで子ども向けのパンフレットを優先して、作成いたしました。先ほどの5月5日のこどもの日のイベントでも、子どもたちは塗り絵に参加していただきましたけれども、親御さんにもチラシを配って、条例が制定されたということをご理解いただいていると思います。

ただ、まだその辺は始まったばかりという認識でございます、これから11月、子どもの権利月間でさらに、先ほど、プラットフォームのお話もありましたけれども、今回の周知啓発業務は業務委託をして年間をかけてやっという準備しております。その中で、YouTubeでのスポット広報ですとか、先ほど「assh」というフリーペーパーでのインスタグラム、フェイスブック、そういった部分での広報もメディアミックスで展開する。まずは条例

がある。そして子どもたちの権利があるという辺りを展開していきたいと考えております。それが最初の広報の優先度とプラットフォームについてでございます。

次の学校への依頼とやり方についてですけれども、こちらは5つの学校を選定させていただいて、その中で学校の校長先生や教員の先生方とのご相談の中で、子どもたちからパンフレットについて意見を聞きたいのです、というお話をさせていただきまして、学校の方で、そうしたら生徒会の役員の何名かに聞いてみようという形をお願いしたということが実態でございます。強制的という言葉が適切かどうかということはあるかもしれませんが、子どもたちは私どもが行ってご説明をしますと、非常にまじめに聞いていただいて、真摯に率直な意見を頂いたという状況でございます。

(佐々木委員)

私の息子は夏休みなので、夏休みの宿題で人権に関することもやらされていて、本人はやりたくないようなのです。ですので、各学校長の判断なのかと思うのですけれども、子どもの意見からすると全く分からないので興味が湧かないということなのです。

今までこういうことは、4年生になって社会を学ぶようになってからやったのか、その辺は分からないのですけれども、3年生のときなどは、いろいろな作文の中から選ぶような形式だったので、今年はこれというようになっていたので、どのように学校が割り振ったのかと思ひまして。

(間委員)

多分、佐々木さんがおっしゃっている今回の宿題は、新潟市の人権イラスト展のお話をされているのかと思っているのですが、それは今年始まったことではなくて、ずっと人権擁護委員会の方がいらっしゃると思うのですが、そちらから依頼されて、先ほどありました、5月でしょうか、子どもの権利週間の辺りから今回の子ども条例のものではない人権擁護に関するパンフレットが別に配られて、イラスト展があるので、よかったら参加してくださいというような形になっているかと思ひます。

新潟市としては、できるだけ4年生にそれについて考えてもらえるようにということで、道徳の時間などに人権のパンフレットについて学習をきちんとし、それで図工の時間などで取り組んでいる学校もありますし、佐々木さんの学校のように宿題になってしまったというような学校もあるかもしれませんが、その取組みについては、学校によるかということでございます。

(太田委員)

この資料2-1の1の(1)、(2)ですけれども、これは大人に向けての広報をしたということでしょうか。

市報にいがた4月3日号、残念ながら見逃しました。「assh」のリーフレットも、子ども条例ができていたということは分かっていますけれども、4月28日見逃しました。だから、大人はそんなものなのかなと思います。

ですので、一回だけではなくて、また載せる予定などはないでしょうか。

それから、この後、大人向けのパンフレットができるという先ほどのご説明でしたけれども、そのことの周知。子どもが権利を知ることと同時に、そのことを大人が理解していないと、両輪で回ってはいかないと思うので、子どもは学校を通してということが可能ですけれども、大人というと保護者だけではなくて、市民一般の大人ということへの広報についてのお考えをお聞きしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。市報にいがたもフリーペーパーの「assh」も大人向けの見るものですので大人向けの周知ですが、おっしゃるとおり見ていない人は見ていないと思います。

今後の周知に関しましては、先ほどの11月の子どもの権利月間ですとか、その辺りでイベントを行って、その中でパンフレットを配布したり、また「assh」といった広報の媒体を使った周知も、今年度、またやっていきたいと考えております。

おっしゃるとおり、子どもが権利を知っていることは重要ですが、それを守るのが大人の役割ですので、大人に周知していくということが非常に必要だと認識しているのですが、一方で非常に難しいことだなと強く思っているところでございます。

行政のやれるさまざまな周知の手法は活用していきつつ、民間の力も借りながら、さまざまな団体などを通じて大人向けの周知もやっていきたいと思っております。

(高橋会長)

進行役の私がいろいろお話しするのはよくないかもしれませんが、太田さんの危機感は大変よく分かります。大人がどこまでこのことを理解していくのかということは、非常に重要なポイントだと考えます。特に私のように高度経済成長前から生きてきて人間からしますと、子どもというのは、よく言えば愛され、守られる存在。

悪く言えば親の附属物というようなものの見方、考え方がずっとすり込まれてきたということは当然あるわけですね。こういう大人の意識が、子どもが権利主体であるということに変わっていくためには、やはりいろいろな働きかけが必要なのだろうなということは、私も考えております。

大人ということもこれから進めていただくということだと思いますけれども、またいろいろ皆さんからもご意見を伺いながら進めていっていただきたいと考えております。

(4) 国の動きについて

資料3 こども家庭庁設置法の概要 ほか

○事務局より、**資料3**に基づき説明を行いました。

○委員からは、次の意見・質問がありました。

(吉川委員)

それでは質問させてください。これは国の動きだと思いますが、改正の内容の1の③のところの児童発達支援センターを福祉型と医療型の一元化を行うとあります。

現在、新潟市内にある、『はまぐみ小児療育センター』は医療型で、『児童発達支援センター』は福祉型になっています。これが一元化されるということなのでしょうか。今、わかる範囲で、国の考え方をお聞かせいただけるとありがたいです。

(高橋会長)

ここはまた複雑怪奇な話で、要するにいわゆる障害者自立支援法を、総合支援法の枠組みに動かすときに、児童法の部分が積み残された。

それを障害者総合支援法のときに、これに手をつけて、入所施設に関しては、障害児入所施設というような形で一本化したわけでありませうけれども、どうしても設置基準で、医療法で規定される病院であるところがやるところとういことで、医療型という区分を恐らく若干経費の負担の部分も含めて、そこを分ける必要があったということで、これは残ってしまったと私は理解しております。その部分を今回、それだと使いづらいのだろうということで、一本化するのだろうと私は理解しております。

(5) 子どもの権利推進計画（仮称）について

資料4 子どもの権利推進計画（仮称）の策定について

参考資料1 子ども・子育て会議における子ども条例に対する意見等について

参考資料2 新・すこやか未来アクションプラン 第2期計画

○事務局より、**資料4**、**参考資料1～2**に基づき説明を行いました。

○委員からは、次の意見・質問がありました。

(市嶋委員)

具体的に普及・啓発の部分ですが、難しい言葉や長い言葉でいろいろと説明をしていこうとすると、なかなか入っていかないといいますかという部分があるかと思うのです。新潟市子ども条例をどこまで市民に広げていこうかという本気度が取組みの中で見えてくるとと思います。

例えば、にいがた2kmというキャッチフレーズで新潟駅から古町までの

2キロを、今一生懸命活性化しようということで、新潟市は取り組んでいらっしゃいます。

この子ども条例を、新潟市が子どもを大事に育てるまちなのだというところを強くアピールするのに、そういう一言で分かりやすいようなものを市民の皆さんにアピールする。そして、市の子どもたちにかかわる関連の施設、いろいろなところにそれを目に見える形で表示する。どこに行っても、例えば“子どもを守る新潟市”とか、そういうようなものが、子どもがかかわるところ、学校に行っても、保育園に行っても、子育て支援センターに行っても、区役所に行っても、とにかくどこに行ってもそういうものが目に入ることになると、新潟市は子どもを大事にしている市なのだということが、親も子も、それから地域の人もみんな分かってもらえるのではないのかと思います。

そして、その後ろにいろいろな施策や具体的なことが分かってもらえるということになる。まずは一目でみんなが子どもを大事にする市なのだ。子どもたちも、自分たちはこの新潟市に住んで、ここで生まれて育ってよかったなと感じられるような、そういう温かみのある、一言で分かる、そういうものができたらいいなと思います。

(中島委員)

ありがとうございます。私も先ほど、手を挙げまして、皆さんきついろいろなアイデアなど、私も妄想レベルでいろいろあって、どれから先に言おうかと思ったのですけれども、先ほど、太田さんがおっしゃってくださったように、子ども自身に子どもの権利を伝えるということも重要ですが、周りにいる人たちに伝えるということも本当に必要です。直接はかかわっていないですが、それ以外の一般の大人の人たちに知ってもらうことも本当に大切で、さまざまなやり方があるなと思っています。

フリー・ザ・チルドレンは、世田谷に事務所があるということもあって、世田谷区も子ども条例を置いて、子どもオンブズのような人権擁護相談施設というものも置いていて、区長が非常に子どもの意見を大切にすることだったので、世田谷区をモデルにさまざまなことをやってみたのです。

うまくいったことなどいろいろあって、まず子どもに子どもの権利を伝えるということは、学校を通じてできるということはあると思うのですけれども、子どもから出た意見ですごく多かったのが、まず学校の先生が子どもの権利のことを知らないということです。

私も子どものとき、子どもの権利はなかったですし、今の教育課程で子どもの権利を教わって、子どもの権利ベースで、教職課程で学ぶとか、接するということはないと思うのです。

これに関しては、私たちが文部科学省に政策提言活動をしていまして、国のほうでそういうことをやってほしいと思うのですけれども、それを待っていたら遅いので、新潟市の学校の先生、小学校、中学校、また幼稚園や保育

園のレベルでもあると思うのですが、子どもの権利とは何なのか。その子どもの権利をベースにして、子どもと向き合うという、そういう接し方はどういうものがあるのかということ、まず先生にしていくということは、非常に有効だと思っています。

それはぜひ新潟市でできたらいいのかと思っていて、私たちも、先生向けのワークショップをやったりしていますけれども、いろいろな団体があると思うので、それが一つです。

それから、親御さん向けにぜひやったほうがいいと思うことは、世田谷区ですと妊娠したりすると民生委員だったり担当の方が来て、条例があります。もしこういうことがあったら、ここに相談してくださいと説明がある。新潟市がどうかは分からないのですが、できれば夫婦で聞いてくださいとも言われるそうなのですが、お母さんだけではなくて、もちろんお父さんも、またその周りにいるお父さん、お母さんではない方が子育てする場合は、そういう人たちにも機会を作って講座を開くとか、困ったときにはここに相談して欲しいとか、そういうことも含めてサポートをするような形で提供できたら。セミナーやワークショップなどができたらいいのではないかと思います。

フリー・ザ・チルドレン・ジャパンのメンバーで虐待に胸を痛めた小学校5年生の女の子が、子どもの権利のことを知って、それをぜひ食べ止めたいと。そのときに親に伝えたほうがいいという発想から、世田谷区長に、母子手帳に子どもの権利のことを載せてくださいと提案したのです。直接、直談判したところ、それが通って、2年前から世田谷区の母子手帳には、子どもの権利が載っているということで、母子手帳はすごくいいと思いますし、母子手帳でなくても配布するものがあると思うので、そういったことを伝えていくとか、先ほど、案が出たように、標語などを作成し、目につくところでキャッチコピーなどを重点的に提案するというのもあると思うのです。

あともう一つ、大学生というのはすごいキーワードだと思っていて、私たちフリー・ザ・チルドレンで、この夏休みも子どもたちを集めてキャンプをやるのですが、そのときに小学校5年生から高校3年生まで集めてキャンプをやります。スタッフに大学生、主に18歳以上で、上は30歳くらいまでなのですが、基本的には大学生の子たちに来てもらって、ファシリテーターのトレーニングをしているのです。そこで子どもの権利のことを学ぶ。子どもの権利をベースにしたり、ウェルビーイングのことをベースにしたワークショップもやっています。そういう子たちが学んで子どもと向き合っていて、子どもの声を引き出すことをすごく上手にやっていて、年齢が近いということもあるので、そういう仕組みを新潟でぜひ作って、新潟はたくさん大学があるので、そこでそういうことをやってみたい。子どもの権利のファシリテーターをやりたいという大学生を無料でトレーニングし、派遣して、学校でワークショップをするとか、そういうことをしたらすごくいいなと思っていました。

(高橋会長)

いろいろ提案いただきまして、大変ありがとうございました。私も先生方に対するワークショップであるとか、あるいは大学生のファシリテーターということは非常に有効なのだろうと今、お話を聞いていて思ったところです。もしかすると間さん、南さん、何か反応があるのかと思っておりませんが、もしあるようであれば、なければ無理にとは申しませんが、ご発言ください。

(南委員)

ありがとうございます。多分、学校関係者の意見を求められるのだろうなと思いつくはくびくしていました。

先ほど来、大人ですよねという話で、では子どもとだれが接するのとなると、きっと親であり、学校の教員なのだろうなと思っています。先日ですか、何年か前にたしか実は新潟市教員の人権感覚の低さが話題になったことがあって、私も身が引き締まるというか、身が縮む思いをしたことを覚えています。若い職員のほうが、中学生を含みますが、私らが接している子どもとかは、そもそも思いどおりになりませんよねというところをスタートにしていると思うのです。

ところがやはり私も立場柄、虐待で児童相談所に通告しますよという親御さんと直接面談したことがあるのですけれども、やはりそういう親御さんに共通していることは、子どもを思いどおりにしたいというところが根っこにあるのかと思っています。やはり体罰の案件もそうですし、不適切な言動、指導というところも、そこも共通しているのは、やはり前提に何を置いているのかということがまず違うのではないかと思います。

私も、それこそ若いころは、こう見えて熱血だった時代がありますので、理想の学級とか、理想の生徒みたいな、理想の教師と子どもの関係などといって追求したことがありますけれども、それはだれにとっての理想なのだというものにはたと気がつきました。

そうすると目の前の子どもが将来どうなっていくのかとなると、私は冒頭に、人権があるのは当たり前のことですよねということは、大人にも共通して言えることで、大人だったら当たり前のように保障されていることが、なぜ子どもには保障されないのかとなったときに、もしかしたら大人が目の前の子どもという存在を一つの人格として扱っていないからではないかと思うのです。

どこかで子どもが思いどおりになる生き物だ。かわいいときはかわいがるけれども、二頭身のときが一番かわいくて、だんだん頭身が上がっていくとかかわいくない、みたいな、そういう親御さんも残念ながらいらっしゃるのが現実ですので、そういうところで地道ではあるのですけれども、子どもに対する見方、考え方というものを変えていく必要があります。

私も、職員にはいろいろな場面で伝えるようにはしています。そうすると、

こう言うとまた語弊があるのですけれども、私は単に教育者ではなくて、研究者みたいな感じになったのだろうと。基本この子をこうするために、こういう方法を打ってみました。でも失敗しました。では次、どうしようとなると、そもそも思いどおりにならないと、何とかこちらの方向に進めていくということになると、いわゆる熱血、情熱も必要なのですけれども、それよりも割りと冷静な目を持った研究者的な視点を教員が持つと、恐らくもっと子どもの人権というものは尊重されるし、あくまでも1対1の人間として接していくわけだし、それはやはり親御さんもそれを理解してもらって、そうすると私たちも感情のある一人の人間ですよとなると、子どもを思い通りにしようとするような考え方もだんだん少なくなっていくのではないかと。少し関係のない話になっていると思いますが、非常に大人への周知徹底というものは大事かと思っています。

(間委員)

すてきな意見だなと思いながら聞いておりました。3年ほど前でしょうか、CAPのカリキュラムを受ける機会がございました。東区は皆さんご存じのとおり、いろいろなご家庭があり、困っているお子さんが多い地域です。名前を出してはいけないのかもしれませんが、藤見町の辺りの大規模小学校に教頭として勤めておりました。そのときにご縁がありまして、東区はやはりそういうことを課題としていて、東区の区のこととしてCAPにお願いして、システムを導入してくださっていたのです。それが3年に1回か、今はないというお話だったのですけれども、3年に1回、回ってくるというようなことで、そういう機会にちょうど当たって、太田さんに担当していただいたのです。

そのときに私が一番勉強になったのは、太田さんがおっしゃることで、では太田さんに言ってもらえばいいのではないかという感じなのですけれども、すごく学校として勉強になったのは、子どもに対するワークショップをどうですかと言ってきてくださる方々はたくさんあるのです。

ですが、CAPの方々のお話は、子どもだけではだめなのですと。まずは教職員の方々にワークショップを行います。親御さんにも必ずワークショップを行います。そのときはPTAの講演という形でやらせていただいたのですが、親と教職員と子どもと3点セットでないと、私たちは受けませんとおっしゃっていて、その考え方がとても大事なのだと思います。

今ほど、中島さんがおっしゃったことも、共通するところがあるのではないかと思います。それをワークショップの中で大学生を使っていたかというところも、北区にも勤めておりました。そこにも大学がありまして、その学生たちは、ファシリテーターをすることがとても上手な方々もいらっしゃいますし、教員も一緒に学ぶという姿を見せながら、ぜひこれは、私はこのページをずっと眺めていたのですが、これをどうやって書いてもらう、どうやって価値づけてあげればいいのかというところが、やはり私たちがま

ず研修しないといけないなと思っていたところでした。そういう形で保護者の前に、まずは教員のこういうワークショップをぜひ考えていただけるとありがたいと思っています。

幸いなことに、先ほど、吉岡さんがおっしゃっていたタブレットというのはこれです。iPad が新潟市には小中学校に全部入っておりまして、ここは Wi-Fi が学校の Wi-Fi と違うのでページが飛べないのですが、これがこのようにカラーできれいな形で見ることができるのです。ここに書き込むこともできます。

ですので、このリーフレットが来て、書くことが、人に見せるのも嫌だなと思ったとしても、このページだけをロイロノートというようなソフトを使うと、先生だけに見てもらおうとか、親御さんに見せて一言書いてきてもらおうとか、いろいろな展開が考えられるなと思っています。これは L-Gate というものの中に小学校も、中学校も入っておりまして、でも私たちはきちんと子どもたちに説明しないで、夏休みに勝手に見てねみたいな状況でございますが、ほかの自由研究のものなども、そこにたくさんあったり、デジタル教科書のものがあったり、英語のデジタル教科書もみんなここに入っているのですけれども、L-Gate を見ると、大切なお知らせとして、この新潟市子ども条例のパンフレットがきちんと載っているということで、先生方も、今見ているところなので、ぜひそういう流れを作っていただきたいなど。要望をしてはいけないのかもしれませんが、あるといいなと思っています。

(高橋会長)

間さんありがとうございました。ワークショップという対話の場ということの重要性とか、さまざま皆さんのお話の中から少し共通する部分も出てきているかと感じております。

市嶋さんが最初に提起された部分のお話しなのですが、皆さんお気づきかもしれませんが、今、国際的な非営利組織は、寄附を集めるような宣伝などを見ていると、一つの特徴があることをお気づきでしょうか。統計的なデータや行政的な説明などは一切ないのです。何々ちゃんはどうですという部分です。

新潟市内にあっても当然、ひできちゃんは、夏休みになると給食がなくなるのできちんと栄養が取れなくなります。しょうがなく児童相談所の一時保護所で過ごしていますというような短いフレーズでの事例をばっと言ったほうが、恐らくこういう状況にある子どもがいるのだということを、普段これに関心のない大人であっても、分かってもらえるようなことがあるのが、国際的な団体のパクリではありますけれども、そういったことも、市嶋さんのご発言に少し触発されて、考えたということをご紹介させていただきたいと思います。

(太田委員)

今も言っていたように、私の気持ちとしては、すべての小学校と中学校に行き、先生に教職員ワークショップをしたいです。それが難しいとしても、まず大人に、保護者の皆さんに権利というものを知らせていただくために、どういう知識をつけなければならないかと思っています。

それはなぜかという、このパンフレットの4ページに「身近なおとなに思いや願いを受けとめてもらえる権利」とあるのです。子どもはもちろんそれを知ってもらいたい、自分の思いを話してもらいたいということも、子どもが危ないと話したときに、それをしっかり受けとめてくれる大人の存在が必要なわけで、どうしても子どもにこれを伝えるとしたら、同時に保護者にも、そして大人にもそのことを伝えてほしいと思っています。権利条例ができたよということを大人に伝える。

では、具体的に、子どものどこを見て、子どもがどのように言ってきたときにどう聞くのかという具体的なスキルを伝えることがワークショップの中でそれをしっかり練習するということもできると思っているのです、そのように活用していただきたいと思っています。

行政にお伺いしたいのですけれども、すべての子どもにということ、私たちは児童養護施設にもワークショップを届けています。例えば、児童養護施設の子どもたちも学校に行っているのです、これを説明されてもらってきますよね。さらに施設の中で1番の「安心して生きる権利」のところ脅かされて、施設に来ている子どもたちに対して、何かこのことを配布する以外のもう少し手厚い子どもの権利ということはどう子どもたちに伝えていくのか、どう保障していくのかという辺りで何かそのことで工夫することとか、新潟市で言えば、天使園に私たちも毎年行って、子どもたちに一生懸命ワークショップしています。

そして、こちらのプランのほうでは、子ども・家庭・地域という家庭へという言葉自体を実は施設にいる子どもたちにとっては、少しつらいなという部分もあるのかなと思っていますが、そういったすべての子どもたちに、そしてさらに手厚い支援が必要な子どもたちへの配慮、あるいは支援ということで、何か特別に盛り込んでいこうというようなことが今、考えられているのかどうかという辺りをお聞きしたいと思います。

(事務局)

児童相談所長の小林と申します。ご質問ありがとうございます。

今、頂いたご意見は、非常に私たちとしても今後の課題ということで考えていたところです。実は、今、児童相談所もこの条例を基に、この4月からできましたので、機会をとらえて、まずはつまびらかにいけるように目指して、考え方の共有を図る必要があるということで、話題には出しています。

この夏から研修に取り込んでいこうとか、そういったこともして、やはりケースワーカーのスキルを上げる必要があることと、やはり改めてこのように書かれていることをどのくらいケースワーカーや児童福祉司が把握して、今

頂いたようなご意見の中に活用していくかということは、私たちもこれから力を入れていく部分だと思っております。

当然、児童養護施設にかかわるのはワーカーになってまいりますので、そのスキルを上げていく必要があるということは、この春から改めて感じていました。今回のこの会議のご意見も参考にしながら、児童相談所としてもどのように活用していくかということは学んでいきたいと思っております。

(石井委員)

この条例の肝になるのは、やはり人とお金が動くかどうかだと思っております。

国の法律もできていると思うのですが、こども基本法のほかに、こども家庭庁が新たに設置されていますよね。要するに具体的な組織ができて、そこに予算づけができるかどうかというところが、新潟市の子ども条例が単なる理念条例で終わらずに、実のある形で実際に動けるかどうかにつながるのではないかと思います。

ここにいらっしゃる委員の皆さんは、既に従前も子どもの権利等、あるいは実態についてご承知いただいたうえで活動されているところで、今の状況でも子どもの権利に対する活動というのは、もうすでに存在はするのです。

この条例をそこにどう活かし、あるいは役立っていけるかというところから考えていく必要があるかといったときに、やはり何か新しく作るとか、動かすという意味では、組織、予算づけ、そこを具体的に考えていく必要があるのかと考えております。そのための計画というところで考えていけたらいいなどは、個人的には思っております。

弁護士をやっている、課題というか、今回の子ども条例の周知の文書を見ていて思ったのですが、弁護士会でも子どもの悩みごと相談という窓口を設けているのです。毎週月曜日と木曜日の4時から7時に携帯電話を持って、いつでも出られるようにしていますけれども、なかなか子ども自身からかかってくるということが少なく、子どもへのアクセスをどうしたらいいかということが非常に悩ましい問題として抱えております。

一つの原因として考えているのが、やはり電話で子どもさんが相談するのはどうかと思っていて、コミュニケーションツールとして大事ではあるのだけれども、子どもが普段使っているコミュニケーションツールとして電話は優先順位が高いものなのかと、違うのではないのかということになっているのです。

今回の中高生向けのパンフレットを見ても、最後のページに電話番号が書いてあるのです。これは子どもが見て実際にかけるところまでいくかなということが、自戒を込めてもあるのですが、感じるころであったり、月曜から金曜、平日の学校へ行っている時間にかけてくるか。

あるいは親から虐待を受けているのに、親がいる家の中で電話をかけられ

るかといった部分を考えたときに、やはり子どももアクセスのしやすさというところから考えてもいいのかとは感じます。

もちろん今の組織で対応するというと、こういう形にならざるを得ないのかなというところもあるので、そういったところも含めて、新しい何か形ができればいいのかなというところは、計画を策定するに当たって考えていきたいというところではあります。

(高橋会長)

ありがとうございます、石井さん。大きくは2点、要するに理念が前提に立っている条例だけれども、それは実際、これだけ真剣にやっているのだ、取り組んでいるのだということを外に対してアピールするためには、お金の部分と人の部分ということもやはり考えていただく必要があるのではないかと1点。

もう一点は、本当にここはSOSを出さなければならないけれども、SOSを出さないタイプの子どもに、このコミュニケーションツールで伝わるかどうかという問題。

特に2点目のところは非常に大きいのだと思います。皆さんも日々のご活動の中で、そういうところを感じている方もいらっしゃると思いますので、ぜひ、特に指名はいたしませんので、ご意見を頂ければと思います。

(遠藤委員)

今のお話を聞いて、確かに10ページに、新潟地方法務局の人権110番というものがあって、私も実際、人権110番に鳴った電話を取ったことがあります。でもどちらかというと、子ども自身よりも、親御さんが子育てで悩んで、これはフリーダイヤルなので、せっぱ詰まった方がフリーダイヤルを使ってかけていらっしゃるということも、どちらかというとそちらのほうが多いかという気がします。

子どもの電話を私も取ったときに、やはりその相談を受けた後、どうすればいいのかというところで、当然児童相談所とか、そういうことでもかかわっているのは電話の中身で分かりますし、いろいろなところに相談をかけているのだけれども、実際変わらない。では僕はどうすればいいのですか、私はどうすればいいのですかというところで、とても難しいものを感じております。

ですから、養護体制整備という言葉がありますけれども、実際そこがどうなのか。これが条例として周知される。言葉のうえでは周知されていたとしても、実際に救われる、あるいはその子が次の一步を踏み出せる具体的な何かがないか、意味がないというか、そこまでいくためにはどうすればいいのかという辺りを、これから考えていかなければいけないということも思っております。

それから、今、人権SOSミニレターということで、夏休み前に法務局か

ら子どもたちに一斉に配られて、その返信作業が7月に入って順番にやっているのですけれども、そういうお手紙だと女の子などはよくイラストを描いて、私はこんなことで困っています、悩んでいますと書いて、それでその返信を書くようなこともして、それもまた返事が来て、何回かやり取りをするなどということもありますので、何か一つその子が一步を踏み出すために何がいいのかという辺りをぜひ考えていきたいと思っています。

(吉川委員)

私共は小さい子どもたちを対象としている施設なので、子ども達から(親に)こんなことをされたとか、聴くことがあります。

子ども達の権利を第一に考えますが、保護者の気持ちを受けとめていくことも大事だと思っています。

保護者の思いを私達が受け止めることで、気持ちも和らぎ、そして子どもたちに接する態度も変わってくるというところが見られますし、保護者支援というものがすごく大事だなどというところを痛感しております。

子どもたちの方から不適切な養育をされているという話を聴くことは無いですが、その状況をキャッチする力を私達が身につけなければいけないと思います。私共のところはCAPにいがたのワークショップを受けたことがあるのですが、そのような中で、“権利を取られた” というような学びの場があります。

最初は“権利”という言葉が子ども達には入りにくいようにも思いますが、『権利って何』と言った時に、『してもいいことだよ』分かりやすく教えてもらうことで、子どもたちは何となく権利という言葉を意識すると思います。そして親御さんも一緒にワークショップを学ぶことで、子どもが何気なく言った言葉をキャッチする力が身につくと思います。そして、それが教職員にもつくというところはすごくありがたいなと思うところでもあります。

保育課からワークショップに係る費用を頂いたりして、金銭面を心配せず、安心して提供する機会もあり、すごくいい取組だと思いました。しかし保護者向けの学びの機会を持たたとしても、少人数の方しか参加いただけない現状がありました。いかにして参加していただくようにするのか等が、課題であるとも考えております。他の現場でもあるのではないのでしょうか。お聞きしたいところです。

(郷委員)

皆さんのお話を聞いて、子どもたちを大切に育てるということは、言葉ではよく育成協議会でも、子どもは地域の宝だから、みんなで育てようという古典的な言葉が何度もフレーズで出てきていますが、なかなか子ども条例や子どもの権利などというものを果たしてどれだけの方が分かっているかなと、今の皆さんの話を聞きながら感じています。

この子ども条例は、先ほど、親と教職員と子どもがそれぞれ分かり合っ

いて、受け皿になってくるというようなお話も出てきましたが、そこには地域も必ず入れてほしいなと思っています。

今、学校の仕組みも変わって、地域も総出で子どもを育てようという仕組みになっていて、たくさんの地域の方が子どもと接する機会が増えていますし、この子ども向けのところに必ず身近な大人との受容的な関係を作る権利が記載されています。

身近な大人というのは、市の職員の方とか、民生委員の方とか、そういった役職を持っていらっしゃる方もたくさん入っていると思うのですが、子どもが直に身近な大人という、やはり地域の毎日立っているセーフティのおじいちゃんとか、おばあちゃんとか、自分たちと一緒に遊んでくれる、かかわってくれるボランティアなど、そんな方がきっと子どもの中にはぼんと浮かんで、困ったことがあったら話そうかなという形になると思います。

ですので、民生委員の研修会のお話をしてくださったということと同じように、いろいろな機会で自治会長の皆さんとか、ボランティアの講習会など、いろいろなところでお話をさせていただく機会があるとありがたいなと思いました。

そして、今子どもたちは、困ったことがあると必ず電話相談という最後のページに淡々とあるのですが、なかなか電話をかけられない。電話をかけるということは、子どもにとってハードルが高かったりするので、地域のほうではNPOや小さなグループですけれども、ちょうど夏休みで地域では子ども食堂などがたくさん開催されています。

そこにQRコードのついたカードを配布して、チャットで相談できる。声は出さなくても、スマホやタブレットのチャットで相談のほうが、ハードルが下がるのではないかという活動も始まってきています。

ですので、相談というときに電話が第一ということを考えずに、どんな状況の子でも発信できるよというような環境を作っていただくといいのではないかと思います。

(高橋会長)

郷さん、ありがとうございました。最初のほうの話の中で、地域の中には、子どものためにやれることがあるよなという、現役を一旦退いたような世代の方々のそういう思いと、実際に子どもの権利を守るといって、非常に固い言葉になってしまいます。

実際に何かお手伝いしていただくことのみスマッチみたいなものが、恐らく広がっているのかなということは、確かに私も感じます。

あとほかの方々からも出てきた、いわゆるどういう手段で、子どもの声を受け止めるのかということも含めて、少しこれから検討していく必要があるのだろうなと感じました。

実は、まだまだ皆さん話し足りない、聞き足りないというところが以上にたくさんあるのだろうということは百も承知しておりますけれども、進行

上、この辺でとりあえず皆さんからの意見をお聞きすることを中断させていただいて、この先、恐らくまだ皆さん、これを少し伝えたかったというところがあると思いますので、それについての取り扱いも含めて、事務局から若干お話をさせていただいてよろしいでしょうか。

諮問について

○子どもの権利推進計画（仮称）の策定にあたり、小柳こども未来部長より、高橋会長に対し、諮問書が手交されました。